



# もがトンのFP通信

～経営者向け～

2011年2月号

## はじめに

皆様、こんにちは。ファイナンシャルプランナーの最上です。この冬は少し寒さが厳しいように感じます。大阪でも3年ぶりに雪が積もりました。お元気にお過ごしでいらっしゃいますでしょうか。

現在、国会は迷走中です。…昨年末に発表されました「平成23年度税制改正大綱」は果たして国会を通過、成立するのでしょうか？

今回のテーマは『相続税の行方』です。今回の税制改正では相続税の大幅な見直しが盛り込まれています。今後の国会の流れ次第ですが、もし成立した場合、インパクトは大変大きいと思います。

不確定な現段階ですが、皆様もごいっしょに見直していきましょう。…

### この号のポイント:

#### 1 “相続税の行方”

～23年度税制改正(予定)

- a) 基礎控除額の変更
- b) 生命保険の非課税枠の変更

…etc.

## 今回の税制改正の方向性・ポイントは…

今回の政府による税制改正大綱は、個人課税の強化という方向性が打ち出されていると言えそうです。

- ① 個人所得税課税の強化(特に高額所得者に対して)  
⇒“給与所得控除”、“配偶者控除”の扱い“退職所得”の扱い等
- ② 相続税の課税強化

などの方向性が見受けられます。

特に②の「相続税の課税強化」は、相続税課税の裾野を広げるという点で、私たちに大きな影響を与えます。

### 個人課税の強化へ

## 相続税 “基礎控除額” の見直し…大幅な変更

現在の相続税基礎控除は、

『5000万円 + 1000万円×法定相続人数』です。

今回の税制改正で

『3000万円 + 600万円×法定相続人数』に変更されようとしています。

約6割です。

これは相続税課税の裾野を広げるという効果があります。

## 基礎控除額の見直し…大幅な変更…増税へ

すなわち、今までは「相続税は関係ないわ」と思っていた方々にも相続税が課税される可能性が出てきたと言えるのです。

具体的な例で見てみましょう。

法定相続人が“奥さま”と“お子様2人”というご家庭の場合、

現在は、「5000万円+1000万円×3人」で8000万円の基礎控除があります。

こちらのご家庭の相続財産が、仮に『ご自宅3500万円、金融資産1500万円、生命保険金1000万円』合計6000万円であった場合、現在は基礎控除額の範囲である為、相続税は全くかかりませんでした。

今回の改正をうけると、基礎控除が「3000万円+600万円×3人」で4800万円となる為、相続税の課税範囲に入ってきます。

実際には、この例では“奥さま”の「配偶者の税額軽減」を使える為、相続税はかかってきませんが、“奥さま”から“お子様2人”への二次相続では、（これら相続財産が減らなかった場合）相続税がかかってきます。

ごく普通のご家庭でも“相続税”が関係してくるようになるのです。

バブル対策  
基礎控除額緩和の  
修正か？  
課税裾野の拡大か？

## 最高税率の引き上げ

相続資産の多い“お金持ち”にも課税強化です。

現行の相続税は、「6段階、最高税率50%」ですか、改正案では「8段階、最高税率55%」になっています。

45%と55%という税率が新設され、資産総額の多い方々も、相続税が上がります。

## 生命保険の相続税“非課税枠”に変更…

従来より、生命保険金は「遺族の生活保障の為のお金」という観点から、相続税が優遇されております。

現在は「生命保険金500万円×法定相続人数」という非課税枠が認められていますが、変更案ではこの非課税枠を使える法定相続人が制限されます。

具体的には、下記の条件を満たす法定相続人に限られる事になります。

- ①未成年
- ②障害者
- ③相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた人

※独立し別生計を立てているお子様などには適応できなくなります。

※但し、自民党が発表している「税制改正についての基本的考え方」では、この改定には反対している為、今後の国会でのすり合わせ次第で成立はかなり流動的です。

## 直系卑属への贈与税率の緩和…

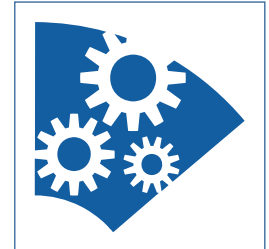
贈与税の最高税率も、55%に引き上げられます。  
一方、資産の有効活用の観点から「若年世代へ財産を移転させたい」という政府の意向があるようです。特例をもうけて、老年世代から若年世代への資産移転を推進する方策を、税制改正大綱に盛り込んでいます。

「直系卑属（20歳以上）への贈与に関する贈与税を緩和する。」

300万円超 400万円以下	20%⇒15%
400万円超 600万円以下	30%⇒20%
600万円超 1000万円以下	40%⇒30%
1000万円超 1500万円以下	45%⇒40%
1500万円超 3000万円以下	50%⇒45%
3000万円超 4500万円以下	55%⇒50%

左が一般の贈与、右が「直系卑属（20歳以上）への贈与、です。

直系卑属、すなわち子や孫への贈与が有利になってきます。



相続対策の中で…  
暦年贈与の  
重要性アップか…

## まとめ

今回の政府「税制改正大綱」の資産税・相続税に関する変更ポイントの概略をピックアップしました。

紙面の都合上、詳しく掘り下げて解説できていませんが、現在の国税務当局の考えている方向性は、概ねうかがえるのではないのでしょうか。

今回の税制改正が、政府の考え通り国会を通過できるかどうか、いまだ不透明です。

では、なぜ、この不確定な時期に敢えて「もがトン通信」のテーマに選んだのか…？それは今回の相続税の変更の影響が非常に大きいと思ったからに他なりません。

今まで「相続税は関係ない」と思われていた方々も充分課税対象に入ってきます。また、以前より、相続税に真剣に取り組まれていた方々にとっても、今まで立てていた対策が果たしてそのままがいいのか、今一度見直しする必要が出てくると思います。

是非、この時期に 皆様にもご注意を喚起いただき、今後の動きに注目していただきたいと思えます。

引き続き、当テーマには注視し、適時、解説を加えさせていただきたいと存じます。

【ご注意】本メールマガジンの記事に紹介・引用しております金融商品等に関しましては、あくまで一般的な内容をご紹介したものです。個々のケースにより効果は変わってきます。限られた紙面での記事でございますので全ての場合を説明できない点があることをご了解下さい。

実際に活用なさる場合は、専門家に内容を詳しくご確認の上でお願い申し上げます。

本記事内容を誤解なさって被られた被害の責任は、当方では負いかねます。何か具体的に本記事内容をご活用になられる場合には、必ず当方までご確認くださいますようお願い申し上げます。

### 有限会社 最晃堂

～企業のリスクファイナンス

事業承継・相続対策～

電話番号：072-298-3715

FAX 番号：072-298-3726

携帯電話：090-8539-5376

電子メール：[mogami@saikoudo.co.jp](mailto:mogami@saikoudo.co.jp)

ホームページ：<http://www.saikoudo.co.jp>